



建築設備の定期検査報告書

記入例

愛知県定期報告担当者会議一覧

愛知県 建築局 建築指導課	052-954-6587
尾張建設事務所 建築課	052-961-1845
知多建設事務所 建築課	0569-21-3245
西三河建設事務所 建築課	0564-27-2734
東三河建設事務所 建築課	0532-52-1315
名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築安全推進課	052-972-2923
豊橋市 建設部 建築指導課	0532-51-2588
豊田市 都市整備部 建築相談課	0565-34-6649
岡崎市 都市政策部 建築指導課	0564-23-6816
一宮市 建築部 建築指導課	0586-28-8644
春日井市 まちづくり推進部 建築指導課	0568-85-6324
一般財団法人愛知県建築住宅センター	052-264-4053

目 次

建築設備 定期検査報告書・記入上の注意	1
定期検査報告概要書	5
定期検査報告書	10
補足説明① 報告書 第二面【※. ○○設備の検査の状況】の記入 について	17
補足説明②：報告書 第二面【20. 備考】の記入について	18
認定等概要書	19
建築設備定期検査票	20
検査結果表（換気設備）	21
補足説明：換気設備	24
検査結果表（排煙設備）	27
補足説明：排煙設備	32
検査結果表（非常用の照明装置）	34
補足説明：非常用の照明装置	36
関係写真	38

建築設備 定期検査報告書・記入上の注意

1 提出書類は下記による。なお、用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

○ 図書は、次の順序で 2 穴紐綴じとしてください。

- ・ 概要書 (省令別記第 36 号の 7 様式)
- ・ 報告書 (省令別記第 36 号の 6 様式)
- ・ 認定等概要書 (県細則第 4 条第 3 項)
- ・ 建築設備定期検査票 (名古屋市告示第 2 号様式)
- ・ 検査結果表 (平成 20 年国土交通省告示第 285 号別記第 1、2、3 号様式)
- ・ 測定記録表 (平成 20 年国土交通省告示第 285 号別表第 1、2、3、3-2、3-3、4 号様式)
- ・ 関係写真 (平成 20 年国土交通省告示第 285 号別添様式)
- ・ 特定行政庁が規則で定める書類 (県は細則第 4 条第 3 項) ※

愛知県、豊橋市、豊田市、
岡崎市、一宮市、春日井市
に添付が必要

名古屋市に添付が必要

※ 検査結果図と特定行政庁の定める図面は内容を一枚として作成してもよい。

- 報告書・概要書は、「6 報告書(省令別記第 36 号の 6 様式)の記入について」(3 ページ)を参考に記入してください。
- 概要書は、第二面の(注意)事項によらず、愛知県内では、報告書に記入した内容と同一の内容を記入し、要是正の指摘の有無に係わらず、第二面を全て提出することになっています。

2 提出先となる特定行政庁の宛名は以下による。

- ・ 愛 知 県 : 特定行政庁 愛知県知事 様
- ・ 名古屋市 : 特定行政庁 名古屋市長 様
- ・ 豊 橋 市 : 特定行政庁 豊 橋 市 長 様
- ・ 岡 崎 市 : 特定行政庁 岡 崎 市 長 様
- ・ 一 宮 市 : 特定行政庁 一 宮 市 長 様
- ・ 春日井市 : 特定行政庁 春日井市長 様
- ・ 豊 田 市 : 特定行政庁 豊 田 市 長 様

3 認定等概要書(大臣認定及び各種検証法を記載する書式)は、以下について注意して作成してください。愛知県建築基準法施行細則第 4 条第 3 項で添付を定めている。

- (1) 大臣認定及び各種検証法については、適用を受けている条項、場所及び建築設備等の内容、維持管理の状況等を詳しく記入すること。
- (2) 該当する項目のチェックボックスに「レ」マークするか、塗りつぶすこと。

4 特定行政庁が規則で定める書類

愛知県建築基準法施行細則第 4 条第 3 項で、各階平面図及び建築設備図の添付を定めている。

- (1) 付近見取図(任意)、配置図(任意)、各階平面図及び建築設備図の大きさ

原則として日本産業規格 A3 とする。

- (2) 各階平面図

各階平面図が基準階として表現できる場合は、基準階平面図とすることができる。

- (3) 図面に記載すべき事項

図面に記載すべき事項は、表 I のとおりとする。また、図面には、凡例を付し、**防火区画、排煙区画及びダクトは、着色するものとする。**ただし、(4)で着色不要のものは、それによることができる。

- (4) 以前の報告図面(変更箇所がある場合を含む)を使う場合の注意点

図面の記載内容に変更がなければ、前回の報告書に添付した図面を白焼したものを添付することができる。また、図面の記載内容に変更があった場合は、変更のある階について、各階平面図及び建築設備図を作成し、変更のない階については、前回の報告書を白焼したものとすることができる。なお、変更がなく白焼とした場合は着色を不要とする。

(5) その他

図面は相互に兼ねることができる。

表 I

各階平面図		建築設備図	
延焼のおそれのある部分			
非常用の進入口 (代替する窓を含む。)		ダクト	換気及び排煙を着色により区別し、表現すること。
防火区画		排煙口、排煙出口、換気扇	
たて穴区画、異種用途区画及び面積区画を着色により区別し、表現すること。		排煙区画	
非常用照明	電池内蔵型	防火ダンパー	
防火設備	随時閉鎖又は作動ができるもの(防火ダンパーを除く)	非常用照明	電源別置形及び自家用発電装置
		防火設備	連動機構

5 定期調査・検査対象建築設備等区分表

○：対象

区 分			定期調査	定期検査
設置されている設備	換気設備	自然換気設備	○	
		給気機・排気機によるもの(第一種換気)	※	○
		給気機・排気口によるもの(第二種換気)	○	
		給気口・排気機によるもの(第三種換気)	○	
		空気調和設備	※	○
	排煙設備	自然排煙設備	○	
		機械排煙設備	※	○
	非常用の照明装置	電源内蔵のもの(照明器具内)	○	
		電源別置のもの(蓄電池設備)	※	○
		蓄電池(別置型)・自家用発電装置	※	○

※ 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置が法令による設置の状況等については定期調査で調査する。
(平成 20 年国土交通省告示第 282 号 別表 4-(39)、5-(27)、5-(38))

6 検査報告書（省令別記第 36 号の 6 様式）の記入について

（注意）

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 検査者が 2 人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 1 欄及び 2 欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の 6 欄、10 欄、14 欄又は 18 欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて 4 欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 4 欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑤ 4 欄の「ハ」は、第二面の 6 欄、10 欄、14 欄又は 18 欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の 6 欄、10 欄、14 欄又は 18 欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 4 欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 1 欄の「ニ」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2 欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第 87 条の 4 及び同法第 88 条第 2 項の規定により準用して適用される同法第 6 条第 1 項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2 欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3 欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3 欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3 欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4 欄から 19 欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ⑬ 5 欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の 20 分の 1 未満となる居室（建築基準法第 28 条第 3 項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は、同項に規定する室（同項に規定する特殊建築

物の居室を除く。)について記入し、それぞれ該当する室がない場合には「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。

- ⑭ 5 欄の「ニ」並びに 17 欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ⑮ 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑰ 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の 1 欄、2 欄、3 欄又は 4 欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは 7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは 7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の 1 欄、2 欄、3 欄又は 4 欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には 7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の 1 欄、2 欄、3 欄又は 4 欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には 7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には 7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑲ 9 欄の「イ」は、建築基準法施行令第 129 条第 3 項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第 129 条の 2 第 3 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第 38 条（同法第 66 条、第 67 条の 2 及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第 68 条の 25 第 1 項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑳ 9 欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ホ」は、「ロ」、「ハ」及び「ニ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面の 1 欄、2 欄、3 欄又は 4 欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の 6 欄、10 欄、14 欄又は 18 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的な内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

管理番号を記入

管理番号 ○○○○○○○○

第三十六号の七様式（第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の三関係）（A 4）

定期検査報告概要書
（建築設備（昇降機を除く。））
（第一面）

概要書

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 アイカンコウカブ シカ イシャ ダ イョウトリシヤク アイ タロウ
【ロ. 氏名】 愛知観光株式会社 代表取締役 愛知 太郎
【ハ. 郵便番号】 460-0001
【ニ. 住所】 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】 所有者に同じ
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 刈谷市東陽一丁目1番
【ロ. 名称のフリガナ】 アイチカンコウホテル
【ハ. 名称】 愛知観光ホテル
【ニ. 用途】 ホテル

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ■要是正の指摘あり（□既存不適格） □指摘なし
【ロ. 指摘の概要】 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置
【ハ. 改善予定の有無】 ■有（令和〇〇年 3月に改善予定） □無
【ニ. その他特記事項】 給気送付機に錆び発生

報告書【指摘の概要】と
同じ内容を記入する

【5. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ■有 □無
【ロ. 不具合記録】 □有 ■無
【ハ. 不具合の概要】 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置
【ニ. 改善の状況】 ■実施済 □改善予定（ 年 月に改善予定）
■予定なし（理由：検討中）

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 7 階 地下 1 階

【ロ. 建築面積】 565.48m²【ハ. 延べ面積】 4,569.79m²

【ニ. 検査対象建築設備】 ■換気設備 ■排煙設備 ■非常用の照明装置

□給水設備及び排水設備

愛知県では定期検査対象外です

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 平成 17年 12月 12日 第 H17確認建築愛建住せ20888 号

【ロ. 確認済証交付者】 □建築主事 ■指定確認検査機関（愛知県建築住宅センター）

【ハ. 検査済証交付年月日】 平成 18年 10月 30日 第 H17確済建築愛建住せ20888 号

【ニ. 検査済証交付者】 □建築主事 ■指定確認検査機関（愛知県建築住宅センター）

【3. 検査日等】

初年度の報告は記入不要

【イ. 今回の検査】 令和〇〇年 10月 20日実施 初年度

初年度の場合記入

【ロ. 前回の検査】 ■実施（令和〇〇年 9月 10日報告） □未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ■有 □無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 12345678 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ヤマダ タロウ

【ハ. 氏名】 山田 太郎

【ニ. 勤務先】 山田建設一級建築士事務所

(一級) 建築士事務所 (愛知県) 知事登録第 (い)05-54321 号

【ホ. 郵便番号】 460-0008

【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号

【ト. 電話番号】 052-264-4053

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 D12345678 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 カムラ シロウ

【ハ. 氏名】 河村 次郎

【ニ. 勤務先】 山田建設株式会社

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】 460-0008

【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号

【ト. 電話番号】 052-746-9111

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 □自然換気設備 (系統 室) ■機械換気設備 (1系統 1室)
■中央管理方式の空気調和設備 (1系統 1室)
□その他 (系統 室) □無

【ロ. 火気使用室】 □自然換気設備 (系統 室) ■機械換気設備 (3系統 3室)

☐ その他（ 系統 室）
☐ 無

☒ 【ハ. 居室等】
☐ 自然換気設備（ 系統 室）
☐ 機械換気設備（ 系統 室）
☐ 中央管理方式の空気調和設備（ 系統 室）
☒ その他（ 系統 室）
☒ 無

☒ 【ニ. 防火ダンパーの有無】
☒ 有
☐ 無

居室等は、法別表第1（い）欄(1)項（劇場、映画館、集会場等）に掲げる用途で、第一種換気および中央管理方式の空気調和設備が報告対象。

【6. 排煙設備の検査者】

（代表となる検査者）

☒ 【イ. 資格】
（ 一級 ） 建築士
（ 大臣 ） 登録第 12345678 号
建築設備検査員
第 号

☒ 【ロ. 氏名のフリガナ】 ヤマダ タロウ

☒ 【ハ. 氏名】 山田 太郎

☒ 【ニ. 勤務先】 山田建設一級建築士事務所
（ 一級 ） 建築士事務所
（ 愛知県 ） 知事登録第 (い)05-54321 号

☒ 【ホ. 郵便番号】 460-0008

☒ 【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号

☒ 【ト. 電話番号】 052-264-4053

（その他の検査者）

☐ 【イ. 資格】
（ ） 建築士
（ ） 登録第 号
建築設備検査員
第 D12345678 号

☐ 【ロ. 氏名のフリガナ】 カムラ ジョウ

☐ 【ハ. 氏名】 河村 次郎

☐ 【ニ. 勤務先】 山田建設株式会社
（ ） 建築士事務所
（ ） 知事登録第 号

☐ 【ホ. 郵便番号】 460-0008

☐ 【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号

☐ 【ト. 電話番号】 052-746-9111

【7. 排煙設備の概要】

☒ 【イ. 避難安全検証法等の適用】
☐ 区画避難安全検証法（ 階）
☒ 階避難安全検証法（ 〇〇 階）
☐ 全館避難安全検証法
☐ その他（ ）

☐ 【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】
☐ 吸引式（ 区画）
☐ 給気式（ 区画）
☐ 加圧式（ 区画）
☒ 無

☒ 【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】
☐ 吸引式（ 区画）
☐ 給気式（ 区画）
☐ 加圧式（ 区画）
☒ 無

☒ 【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】
☒ 吸引式（ 8 区画）
☐ 給気式（ 区画）
☐ 加圧式（ 区画）
☐ 無

☒ 【ホ. 居室等】
☒ 吸引式（ 8 区画）
☐ 給気式（ 区画）
☐ 無

☒ 【ヘ. 予備電源】
☐ 蓄電池
☒ 自家用発電装置
☐ 直結エンジン
☐ その他（ ）

R02. 04 追加

H28 から加圧式が追加部分

H28 からの新規項目

【8. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 12345678 号
建築設備検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】 ヤマダ タロウ
【ハ. 氏名】 山田 太郎
【ニ. 勤務先】 山田建設一級建築士事務所
(一級) 建築士事務所 (愛知県) 知事登録第 (い) 05-54321 号
【ホ. 郵便番号】 460-0008
【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号
【ト. 電話番号】 052-264-4053

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 D12345678 号
【ロ. 氏名のフリガナ】 カムラ ジョウ
【ハ. 氏名】 河村 次郎
【ニ. 勤務先】 山田建設株式会社
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】 460-0008
【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号
【ト. 電話番号】 052-746-9111

【9. 非常用の照明装置の概要】

ミニハロゲンランプは白熱灯に含める

LED を光源とするものは、ここをマークする。

【イ. 照明器具】 ☐ 白熱灯 (灯) ☒ 蛍光灯 (56灯)
☐ LEDランプ (灯) ☐ その他 (灯)
【ロ. 予備電源】 ☐ 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐ 蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐ 自家発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☒ 蓄電池 (別置形) ・自家発電装置併用 (居室 46灯、廊下 10灯、階段 灯)
☐ その他 ()

県内では内蔵型の非常用照明装置は定期調査で報告するため記入しない

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】

愛知県では定期検査対象外です

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【11. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】 ☐ 給水タンク (基 m^3) ☐ 貯水タンク (基 m^3)

☐ その他 ()

【ロ. 排水設備】 ☐ 排水槽 (☐ 汚水槽 ☐ 雑排水槽 ☐ 合併槽 ☐ 雨水槽・湧水槽)

☐ 排水再利用配管設備 ☐ その他 ()

【ハ. 圧力タンクの有無】 ☐ 有 ☐ 無

【ニ. 給湯方式】 ☐ 局所式 ☐ 中央式

【ホ. 湯沸器】 ☐ 開放式燃焼器 ☐ 半密閉式燃焼器 ☐ 密閉式燃焼器

☐ その他 ()

【12. 備考】

(今年度) 1 年目

2 年目

3 年目

〔分割検査実施〕換気室数: $(x/K) + (y/K) + (z/K)$

〔分割検査実施〕排煙区画数: $(x/H) + (y/H) + (z/H)$

排煙機数 (全数): A 台 毎年、全数検査

補足説明②を参照

今回より所有者、管理者が変更となった。←

所有者、管理者、建物名称等に変更がある場合に記入する。

★法人名に変更はなく、役職名や氏名のみの変更の場合は、変更届出書の提出は不要となりますが、報告書と概要書の備考欄にその旨を記入してください。

(注意)

この様式には、第三十六号の六様式に記入した内容と
様式第二面において指摘があつた建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第二面は、同

愛知県内の特定行政庁では、この注意書き下線部によらず、第二面は全ページ提出してください。

管理番号を記入

管理番号 ○○○○○○○○

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（A 4）

定期検査報告書

（建築設備（昇降機を除く。））

（第一面）

報告書

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁 愛知県知事 様

提出日を記入

令和〇〇年 10月 25日

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市の各市は、各市長あてとします。

法人の場合は法人名から記入
【2】ロのとおり記入する
報告は管理者が行う

愛知観光株式会社

報告者氏名

代表取締役 愛知 太郎

検査者氏名

山田 太郎

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 アイカンコウカブ シカ イシャ ダ イョウトリシヤク アイ タロウ
【ロ. 氏名】 愛知観光株式会社 代表取締役 愛知 太郎
【ハ. 郵便番号】 460-0001
【ニ. 住所】 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
【ホ. 電話番号】 052-961-〇〇〇〇

電話番号を忘れずに記入

押印は不要となりました。
今迄どおり押印して提出も可能です。

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】 所有者に同じ
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

地名地番又は住居表示で記入

定期調査報告書と整合

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 刈谷市東陽一丁目1番
【ロ. 名称のフリガナ】 アイカンコウホテル
【ハ. 名称】 愛知観光ホテル
【ニ. 用途】 ホテル

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ■要是正の指摘あり（□既存不適格） □指摘なし
【ロ. 指摘の概要】 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置
【ハ. 改善予定の有無】 ■有（令和〇〇年 3月に改善予定） □無
【ニ. その他特記事項】 給気送風機に錆び発生

最も早い年月を記入する。

指摘事項以外に特に報告すべき事項について記載する。

要是正の指摘がある設備を記入する。ただし、既存不適格は記入しない。

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

第二面の6欄、10欄、14欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

建築設備の状況等

(第二面)

わざわざ西暦に直して記入する必要はありません。

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 7 階 地下 1 階

【ロ. 建築面積】 565.48m²

【ハ. 延べ面積】 4,569.79m²

【ニ. 検査対象建築設備】 ☒換気設備 ☒排煙設備 ☒非常用の照明装置

☐給水設備及び排水設備

設置されている報告対象設備をマーク
記入上の注意6を参照
定期調査・検査対象建築設備等区分表

愛知県では定期
検査対象外です

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 平成 17年 12月 12日 第 H17確認建築愛建住せ20888 号

【ロ. 確認済証交付者】 ☐建築主事 ☒指定確認検査機関（愛知県建築住宅センター）

【ハ. 検査済証交付年月日】 平成 18年 10月 30日 第 H17確認建築愛建住せ20888 号

【ニ. 検査済証交付者】 ☐建築主事 ☒指定確認検査機関（愛知県建築住宅センター）

既存不適格の判定が必要になる
ため年月までは記入する。

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和〇〇年 10月 20日実施 初年度

【ロ. 前回の検査】 ☒実施（令和〇〇年 9月 10日報告） ☐未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☒有 ☐無

初年度の報告は記入不要

検査の終了日を記入

初年度の場合記入

【4. 換気設備の検査者】

（代表となる検査者）

【イ. 資格】 （一級）建築士 （大臣）登録第 12345678 号

建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】 ヤマダ タロウ

【ハ. 氏名】 山田 太郎

【ニ. 勤務先】 山田建設一級建築士事務所

（一級）建築士事務所 （愛知県）知事登録第 (い)05-54321 号

【ホ. 郵便番号】 460-0008

【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号

【ト. 電話番号】 052-264-4053

前回の報告日を記入
!!検査日ではない!!

検査が実施されていない場合は
未実施にマークする。

（その他の検査者）

【イ. 資格】 （ ）建築士 （ ）登録第 号

建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】 カムラ シロウ

【ハ. 氏名】 河村 次郎

【ニ. 勤務先】 山田建設株式会社

（ ）建築士事務所 （ ）知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】 460-0008

【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号

【ト. 電話番号】 052-746-9111

県内は第一種換気及び中央管理方式
空気調和設備が検査対象（第2・3種
換気設備は定期調査で報告）

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 ☐自然換気設備（ 系統 室） ☒機械換気設備（ 1系統 1室）

☒中央管理方式の空気調和設備（ 1系統 1室）

☐その他（ 系統 室） ☐無

法令により設置が要求
されるもののみ記入

愛知県では定期検査対象外
定期調査で報告

【ロ. 火気使用室】 ☐自然換気設備（ 系統 室） ☒機械換気設備（ 3系統 3室）

【5】に記入する区画数は全数を
記入してください。分割検査数で
はありません。

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

☐吸引式 (区画) ☐給気式 (区画)

☐加圧式 (区画) ☒無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

☐吸引式 (区画) ☐給気式 (区画)

☐加圧式 (区画) ☒無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

☒吸引式 (8 区画) ☐給気式 (区画)

☐加圧式 (区画) ☐無

【ホ. 居室等】

☒吸引式 (8 区画)

☐給気式 (区画) ☐無

【ヘ. 予備電源】☐蓄電池 ☒自家用発電装置 ☐直結エンジン ☐その他

【10. 排煙設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☒要是正の指摘あり (☐既存不適格) ☐指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 排煙口、手動解放装置

【ハ. 改善予定の有無】 ☒有 (令和〇〇年 4 月に改善予定) ☐無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☒有 ☐無

【ロ. 不具合記録】 ☐有 ☒無

【ハ. 改善の状況】 ☒実施済 ☐改善予定 (年 月に改善予定) ☐予定なし

【12. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 12345678 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ヤマダ タロウ

【ハ. 氏名】 山田 太郎

【ニ. 勤務先】 山田建設一級建築士事務所

(一級) 建築士事務所 (愛知県) 知事登録第 (い) 05-54321 号

【ホ. 郵便番号】 460-0008

【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号

【ト. 電話番号】 052-264-4053

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 D12345678 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 カムラ シロウ

【ハ. 氏名】 河村 次郎

【ニ. 勤務先】 山田建設株式会社

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】 460-0008

【ヘ. 所在地】 名古屋市中区栄四丁目3番26号

【ト. 電話番号】 052-746-9111

検査結果表 2 (1) (2) と整合

設置がされて
いれば記入

H28 から加圧式が追加
S44 建告 1728 号第 2 第四号
〔H21 年 9 月改正〕

H28 から加圧式が追加
S45 建告 1833 号第 2 第四号 〔H21 年 9 月改正〕

H28 からの新規項目

【9】に記入する区画数は全数を記入してくだ
さい。分割検査数ではありません。

要是正とした項目すべて
において既存不適格の場
合にマーク。

要是正とした検査項目
を記入する。
ただし、既存不適格の項
目は記入しない。

【13. 非常用の照明装置の概要】

ミニハロゲンランプは白熱灯に分類する

【イ. 照明器具】 ☐ 白熱灯 (灯) ☒ 蛍光灯 (56灯)

☐ LEDランプ (灯) ☐ その他 (灯)

【ロ. 予備電源】 ☐ 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

☐ 蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

☐ 自家発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

☒ 蓄電池 (別置形) ・自家発電装置併用 (居室 46灯、廊下 10灯、階段 灯)

☐ その他 ()

イの合計とロの合計は整合する

県内では内蔵型の非常用照明装置は定期調査で報告するため記入しない

【14. 非常用の照明装置の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☒ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 照明器具の電球等、蓄電池

【ハ. 改善予定の有無】 ☒ 有 (令和〇〇年 5 月に改善予定) ☐ 無

要是正とした項目すべてにおいて既存不適格の場合にマーク。

要是正とする検査項目を記入する。ただし、既存不適格の項目は記入しない。

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☒ 有 ☐ 無

【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☒ 無

【ハ. 改善の状況】 ☒ 実施済 ☐ 改善予定 (年 月に改善予定) ☐ 予定なし

【16. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 ()

建築士

【愛知県内は検査対象外】

【16】～【19】は記入しない

号
号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所

()

知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士

() 登録第

号

建築設備検査員

第

号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所

()

知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】 ☐ 給水タンク (基 m³) ☐ 貯水タンク (基 m³)

☐ その他 ()

【ロ. 排水設備】 ☐ 排水槽 (☐ 汚水槽 ☐ 雑排水槽 ☐ 合併槽 ☐ 雨水槽・湧水槽)

☐ 排水再利用配管設備 ☐ その他 ()

【ハ. 圧力タンクの有無】 ☐ 有 ☐ 無

【ニ. 給湯方式】 ☐局所式 ☐中央式

【ホ. 湯沸器】 ☐開放式燃焼器 ☐半密閉式燃焼器 ☐密閉式燃焼器
☐その他（ ）

【18. 給水設備及び排水設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり（☐既存不適格） ☐指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐有（ 年 月に改善予定） ☐無

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐有 ☐無

【ロ. 不具合記録】 ☐有 ☐無

【ハ. 改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定） ☐予定なし

【20. 備考】

（今年度）1年目

2年目

3年目

〔分割検査実施〕換気室数： $(x \div K) + (y \div K) + (z \div K)$

〔分割検査実施〕排煙区画数： $(x \div H) + (y \div H) + (z \div H)$

排煙機数（全数）：A台

毎年、全数検査

全数検査時は全数と記入し、抽出検査時は3年で全数検査をする。
補足説明②を参照

今回より所有者、管理者が変更となった。

所有者、管理者、建物名称等に変更がある場合に記入する。
★法人名に変更はなく、役職名や氏名のみの変更の場合は、変更届出書の提出は不要となりますが、報告書と概要書の備考欄にその旨を記入してください。

今年度の例
排煙区画数：4/8
排煙機数：1台

以下は毎年全数検査が必要です。
・火気使用室の換気設備
・排煙機
・非常用の照明装置
これ等は、分割検査対象外です。

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
令和〇〇年 5月	外気取入口及び排気口の 一部が錆びている	経年劣化	—	検討中

【2. 排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
令和〇〇年 6月	排煙口が開放しない	排煙口のパッキン劣 化による固着	令和〇〇年 〇〇月	パッキン交換

【3. 非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
令和〇〇年 7月	ランプ切れがある (自家発併用)	経年劣化	令和〇〇年 〇〇月	ランプを一部取替えた

【4. 給水設備及び排水設備】

愛知県では検査対象外

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
	報告書 第三面は、第二面【6. 換気設備の検査の状況】【10. 排煙設備の検査の状況】【14. 非常用の照明装置の検査の状況】で指摘される以外のものについて記入する。前回検査時以降の不具合等を把握していない場合は、(第三面)は省略できる。			
	「不具合」とは… 前回の検査調査報告以降に所有者・管理者からヒアリングにより把握した建築設備等の異常動作等、建築設備等の状態変化に起因するもの。			

補足説明①：報告書 第二面【※. ○○設備の検査の状況】の記入について

各検査項目について、検査項目で検査結果の指摘の内容が全て既存不適格の指摘の場合は、下のよう
にマークして指摘の概要は記入しない。

【6. 換気設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☒ 要是正の指摘あり（☒ 既存不適格） ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 既存不適格についての記載は不要

【ハ. 改善予定の有無】 ☒ 有（令和○○年○○月に改善予定） ☐ 無

【ハ. 改善予定の有無】は改善予定が有れば記入し、無しの場合 ☒ 無 にマークする。

【10. 排煙設備の検査の状況】【14. 非常用の照明装置の検査の状況】も、同様です。

補足説明②：報告書 第二面【20. 備考】の記入について

居室（無窓居室）の換気設備と排煙区画は、対象箇所数が多い等の理由により、最大3年までの間に分割して検査を行うことが出来ます。

検査対象建築設備に、居室（無窓居室）の換気設備か排煙設備がある場合は、報告書 第二面【20.備考】と、概要書 第二面【12.備考】に下記のように記入をお願いします。

※火気使用室は、毎年全系統 全室の検査が必要です。

※排煙機は、毎年全数検査が必要です。

○換気設備を全数検査行った場合

【20. 備考】

換気室数：全数検査を実施

○換気設備を分割して検査を行った場合

【20. 備考】

今年度が3年分割の何年目かが分かるように（今年度）と記入

（今年度）

1年目

2年目

3年目

〔分割検査実施〕換気室数： $(x/K) + (y/K) + (z/K)$

x、y、zは、各年度の検査室数

Kは、居室（無窓居室）の全換気対象室数

□排煙区画を全数検査行った場合

【20. 備考】

排煙区画：全数検査を実施

排煙機(全数)：○台

□排煙区画を分割して検査を行った場合

【20. 備考】

今年度が3年分割の何年目かが分かるように（今年度）と記入

（今年度）

1年目

2年目

3年目

〔分割検査実施〕排煙区画数： $(x/H) + (y/H) + (z/H)$

排煙機数(全数)：○台

x、y、zは、各年度の検査室数

Hは、全排煙区画数

適用が無い場合でも
【必ず添付してください】

愛知県、豊橋市、
豊田市、岡崎市、
一宮市、春日井市
に添付が必要

認定等概要書

適用状況		
① 旧建築基準法第 38 条 による認定	(1) 適用・緩和条項	
	(2) 認定の概要	
	適用が無い場合は、適用なしと記入してください。	
	(3) 認定書等の書類が保管されているか。	☐ 有 ・ ☐ 無
(4) 認定時の状況が適法な状態に維持管理されているか。		
② 避難上の安全の検証を 行う建築物の階に対す る基準の適用 (階避難安全検証法) 令第 129 条第 3 項	(1) 適用階 (○○階)	
	(2) 適用除外の条項 令第 119 条 令第 120 条 令第 126 条の 2、令第 126 条の 3	
	(3) 検証法の概要 廊下の幅 直通階段までの歩行距離 排煙設備の設置	
	(4) 検証法の適用に関する書類が保管されているか。	☒ 有 ・ ☐ 無
	(5) 基準適用時の状況が適法な状態に維持管理されているか。 良好に維持管理されている	
③ 避難上の安全の検証を 行う建築物に対する基 準の適用 (全館避難安全検証法) 令第 129 条の 2 第 4 項	(1) 適用除外の条項	
	(2) 検証法の概要	
	適用が無い場合は、適用なしと記入してください。	
	(3) 検証法の適用に関する書類が保管されているか。	☐ 有 ・ ☐ 無
(4) 基準適用時の状況が適法な状態に維持管理されているか。		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

ダウンロードはこちらから

[https://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/08youshiki/01kenchikukijun/07teiki_kensa/01kenchiku
setubi/ninnteiikeikakugaiyousho.doc](https://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/08youshiki/01kenchikukijun/07teiki_kensa/01kenchiku
setubi/ninnteiikeikakugaiyousho.doc)

名古屋市に添付が必要

建築設備定期検査票

1. 前回の指摘の改善状況

検査項目	未改善	改善済	改善済みの状況
換気設備		○	一部点検口が無かったが、設置された。
排煙設備	○		前回指摘事項について ・改善された場合は「改善済」へ○印を付し、その内容を「改善済の状況欄」へ記入してください。 ・未改善の場合は「未改善欄」へ○印を付し、その内容を「検査結果表、(特記事項欄も含む)」へ記入してください。 ・既存不適格も同様。
非常用の照明装置		○	未改善項目は検査結果表の特記事項に記入をお願いします。

2. 建築設備の種類

種類	場所	自然換気	機械換気			空気調和設備	適用除外	既存 不適格
			第1種	第2種	第3種			
換気設備	無窓居室	火を使用する室	○			○		
	火気使用室		○		○			
	居室等				○	○		
排煙設備	種類	居室または室(火気使用室を除く)				平成12年建設省告示1436号	適用除外	既存 不適格
	場所	自然排煙	機械排煙					
	特別避難階段の付室							
	非常用のエレベーターの乗降ロビー							
非常用の照明装置	種類	蓄電池(内蔵形)	蓄電池(別置形)	自家発電装置		平成12年建設省告示1411号	適用除外	既存 不適格
	場所							
	居室		○	○				
	廊下		○	○				
防火設備	種類	常時閉鎖式を除く防火扉	防火シャッター	耐火クロススクリーン	ドレンチャー	その他()		
	設備の有無	○						

3. 性能検証法等の概要

(1) 適用除外の条項 令第119条 令第120条 令第126条の2、令第126条の3	(2) 検証法等の概要 廊下の幅 直通階段までの距離 排煙設備の設置	定期検査報告書(第二面)【9】欄【イ】の□欄にレ印でチェック又は塗りつぶした場合に、適用除外を受けている条項、概要(場所を含む。)を記入してください。
(3) 検証法等の適用に関する書類の保管状況		■保管している・□保管していない

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

検査結果表

(換気設備)

当該検査に 与した検査者	氏 名		検査者番号
	代表となる検査者	山田 太郎	
	その他の検査者	河村 次郎	

検査結果欄の3列は空欄ができないように欄を全て埋める

番号	検 査 項 目 等			検 査 結 果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要是正		
					既 存 不適格		
1	法第 28 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)						
(1) ^b	機械換 気設備	機械換気設備 (中央管理方式 の空気調和設 備を含む。) の 外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開 放された給気口及び排気口への雨水等の防止 措置の状況	○	—	—	1
(2) ^b			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口 の取付けの状況	○	—	—	1
(3) ^a			各居室の給気口及び排気口の設置位置	○	—	—	1
(4) ^c			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	○	—	—	1
(5) ^b			風道の取付けの状況	○	—	—	1
(6) ^b			風道の材質	○	—	—	1
(7) ^b			給気機又は排気機の設置の状況	○	—	—	1
(8) ^b			換気扇による換気の状況	○	—	—	1
(9) ^b			各居室の換気口及び排気口における物品の放 置の状況	○	—	—	1
(10) ^a	機械換気設備 (中央管理方 式の空気調和 設備を含む。) の性能	各居室の換気量	マークした場合は 別表 1 を添付する	○	—	—	2
(11) ^b		中央管理室における制御及び作動状態の監視 の状況	○	—	—	2	
(12) ^b	中央管 理方式 の空気 調和設 備	空気調和設備 の主要機器及 び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	○	—	—	2
(13) ^b			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	○	—	—	2
(14) ^c			空気調和設備の運転の状況	○	—	—	2
(15) ^b			空気ろ過器の点検口	○	—	—	2
(16) ^b			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	○	—	—	2
(17) ^a		空気調和設備 の性能	各居室内の温度	○	—	—	2
(18) ^a			各居室内の相対湿度	—	○	—	2
(19) ^a			各居室の浮遊粉じん量	○	—	—	2
(20) ^a			各居室の一酸化炭素含有率	○	—	—	2
(21) ^a			各居室の二酸化炭素含有率	○	—	—	2
(22) ^a	各居室の気流	○	—	—	2		
2	換気設備を設けるべき調理室等			火気使用室は毎年全数検査 分割検査はできません。			
(1)	自然換 気設備 及び機 械換気 設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	○	—	—	1	
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	○	—	—	1	
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大き さ	○	—	—	1	
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	○	—	—	1	
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置 の状況	○	—	—	1	
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	○	—	—	1	

補足説明を参照

網掛けの項目は3年で全数検査が可能です

(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	○	—	—	1
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	/	/	/	/
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	○	—	—	1
(10)	自然換気設備	煙突の先端の	該当しない項目の削除は、このように検査結果欄を/にしてください。			
(11)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	/	/	/	/
(12)		換気扇による換気の状況	○	—	—	1
(13)		給気機又は排気機の設置の状況	○	—	—	1
(14) ^a		機械換気設備の換気量	—	○	—	1
3 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等						
(1)	防火ダンパー等（外壁の開	防火ダンパーの設置の状況	○	—	—	1
(2)	口部で	防火ダンパーの取付けの状況	○	—	—	1
(3)	延焼の	防火ダンパーの作動の状況	○	—	—	1
(4)	おそれのある部分に	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	○	—	—	1
(5)	設けるものを除く。）	防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	—	○	—	1
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	○	—	—	1
(7)		防火区画の貫通措置の状況	○	—	—	1
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	○	—	—	1
(9) ^a		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	○	—	—	1
4 上記以外の検査項目等						
特定行政庁の指定する項目は現在ありません						
特記事項						
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等			改善（予定）年月
1(18)	各室内の相対湿度	室内の相対湿度が低い。	空気調和機が古いいため良好な室内環境が保たれていないので取替が必要と思われる。			〇〇年 3月
2(14)	機械換気設備の換気量	必要換気量が不足しているため	1F 厨房のガスレンジ（グリル付）部分のレンジフードファンの掃除が必要。			〇〇年 4月
3(5)	防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	防火ダンパーの一部点検口がない。	点検口を取付ける。			〇〇年 5月
	【その他特記事項】					
1(7)	給気送風機	送風機に錆の発生が見られる	経過観察が必要			無

（注意）

第一面【4】二. その他特記事項へ記載

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に参与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。

該当しない項目の削除は⑤によらず、この記入例のように検査結果欄を/にしてください。

- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（別表1）を添付してください。
- ⑫ 2(13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（別表2）を添付してください。
- ⑬ 4「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑮ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

補足説明：換気設備

1. 検査の合理化について

建築基準整備促進事業において、検査の合理化を図ることができていることが確認された一部の検査項目について、自主点検や他法令による点検等を検査方法に位置付けることを規定した告示が、平成30年10月29日に公布され平成31年1月29日に施行されました。

下表の左欄に掲げる項目については、それぞれ右欄に掲げる記録がある場合には、告示で示している検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

a	1(3)(10)(17)~(22) 2(14)、3(9)	前回の検査後にそれぞれH20国交告第285号別表第1(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
b	1(1)(2)(5)~(8) (11)~(13)(15)(16)	前回の検査後にそれぞれ同告示別表第1(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員が実施した検査の記録
c	1(4)(14)	前回の検査後にそれぞれ同告示別表第1(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

検査結果表中の **a**、**b**、**c** の記号は、説明用の記号であり、様式に記入されているものではありません。

2. 無窓居室の機械換気設備の各室換気量検査を全数検査した場合

(10)	機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	各居室の換気量	R〇〇	—	—	2
(11)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視 の状況	↑	—	—	2

1 年目、2 年目で全換気室数を検査完了の場合は完了年度を記入してください。

3. 別表1・別表2について

換気無窓である居室、法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室（劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場）がある場合に添付する測定表

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定 年月日	令和〇〇年 7月8日	測定機器 メーカー名	〇〇〇〇機器(株)		型式番号等	〇〇式 検知管式検知器
階	室名	必要有効換 気量 (m³/h)	換 気 方 式	換気設備機種名*注1	換気状況の評価*注2	判 定
地階	ホール	〇〇〇m³/h	一種・二種・三種	外気処理ユニット	〇〇〇 m³/h	指摘なし・要是正
〇階	事務室	〇〇〇m³/h	一種・二種・三種	外気処理ユニット	〇〇〇 m³/h	指摘なし・要是正
〇階	事務室	〇〇〇m³/h	一種・二種・三種	外気処理ユニット	令和〇〇年度 検査済	指摘なし・要是正

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

(A4用紙横使い)

※ 換気状況検査を初年、2年目までで全数検査済の場合は 換気状況の評価欄に 「令和〇〇年度 全数検査済」と記入する。

※ 国土交通大臣が定める項目ですので3年間で全数検査する。

※ 用紙サイズ A3 (A4 サイズに折込み) として全室数を一覧表として作成する。

空気環境測定表による場合

(注：空気環境測定表による室名は検査室数（無窓居室）と整合。分割検査の場合等検査部分をわかるよう表示する。)

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定 年月日	令和〇〇年 7月8日	測定機器 メーカー名	〇〇〇〇機器(株)		型式番号等	〇〇移動測定器
階	室名	必要有効換 気量 (m³/h)	換 気 方 式	換気設備機種名*注1	換気状況の評価*注2	判 定
〇階	事務室	空気環境測 定による	一種・二種・三種	外気処理ユニット	〇〇〇 ppm	指摘なし・要是正
〇階	事務室	空気環境測 定による	一種・二種・三種	外気処理ユニット	令和〇〇年度 報告済み	指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

(A4用紙横使い)

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

測定 年月日	令和〇〇年7月8日		測定機器 メーカー名	〇〇(株) ハイブリッド風速計		型式番号等	〇〇移動測定器	
室番 (場所)	使用器具	発熱量 (kW)	換気型式(n)	必要換気量 (m³/h)	開口面積 (㎡)	測定風速*注 (m/s)	測定風量 (m³/h)	判 定
5階 湯沸室	4号湯沸器 ガスレンジ (グリル付)	6.7 8.7 計 15.4	40・30・20・2	573	0.049	3.5	618	指摘なし・要是正
4階 厨房	ガスオープン ガス炊飯器	12.0 9.0 計 21.0	40・30・20・2	586	0.049	3.5	618	指摘なし・要是正
3階 休養室	4号湯沸器 ガスレンジ (グリル付)	6.7 8.7 計 15.4	40・30・20・2	573	0.049	2.8	494	指摘なし・要是正

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

(A4用紙横使い)

- ・ 愛知県内は第一種換気設備が検査対象であるため、第一種換気設備のみを記入してください。
- ・ フード毎で記入してください。(一のフードが受け持つ火気使用器具の発熱量を合計し測定風量と比較)
- ・ 発熱量を kcal で計算するときは単位を(kcal)表示にする。
- ・ 毎年全数検査
- ・ 換気形式 (n)

40: 排気フードが設けていないもの、規定外の排気フードのもの

- ① 排気フードの高さが1.2mを超え1.5m以下
- ② 火源等及び排気フードの高さの1/6以上を覆うもの
- ③ 廃ガスを捕集できるフード)

30: 排気フードI型

- ① 排気フードの高さが1m以下
- ② 火源等の直上部を覆うもの
- ③ 廃ガスを捕集できるフード

I型と同等の構造のもの

イ) 排気フードの高さが1mを超え1.2m以下

ロ) 火源等及び排気フードの高さの1/6以上を覆うもの

ハ) 廃ガスを捕集できるフード・・・「換気設備技術基準・同解説 昭和53年版(1978版)」及び「換気・空気空調設備技術基準・同解説 2005版」)

20: 排気フードII型

- ① 排気フードの高さが1m以下
- ② 火源等及び火源に周囲(排気フードの高さの1/2以上)を覆うもの
- ③ 排気フードの集気部分は、水平面に対して10度以上の傾斜及び周囲の垂れ下がり5cm以上を有するもの)

2: 煙突

検査結果表
（排煙設備）

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者	山田 太郎	1
	その他の検査者	河村 次郎	2

検査結果欄の3列は空欄ができないように欄を全て埋める

番号	検 査 項 目 等			検 査 結 果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等						
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	○	—	—	1
(2) ^b			排煙風道との接続の状況	○	—	—	1
(3)			排煙出口の設置の状況	○	—	—	1
(4) ^b			排煙出口の周囲の状況	○	—	—	1
(5)			屋外に設置された排煙出口への雨水等の防止措置の状況	○	—	—	1
(6) ^b	排煙機の性能	排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	○	—	—	1
(7) ^b			作動の状況	○	—	—	1
(8) ^b			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	○	—	—	1
(9) ^a			排煙機の排煙風量	○	—	—	1
(10) ^b			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置	○	—	—	1
(12) ^b			排煙口の周囲の状況	—	○	—	1
(13) ^b			排煙口の取付けの状況	○	—	—	1
(14) ^b			手動開放装置の周囲の状況	—	○	—	1
(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況	—	○	—	1
(16) ^b	機械排煙設備の排煙口の性能	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	—	○	—	1
(17)			排煙口の開放の状況	○	—	—	1
(18) ^a			排煙口の排煙風量	○	—	—	1
(19) ^b			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(20) ^a			煙感知器による作動の状況	○	—	—	1
(21) ^b	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	○	—	—	1
(22) ^b			排煙風道の取付けの状況	○	—	—	1
(23)			排煙風道の材質	○	—	—	1
(24)			防煙壁の貫通措置の状況	○	—	—	1
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	○	—	—	1
(26)	防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況	○	—	—	1
(27) ^b			防火ダンパーの作動の状況	○	—	—	1
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	○	—	—	1
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	○	—	—	1

補足説明参照

マークした場合は別表3を添付する

網掛け項目は3年で全数検査

(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ	○		—	1
(31)			防火区画の貫通措置の状況	○	—	—	1
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外組	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(33)			排煙口及び給気口の周囲の状況				
(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況				
(35)			手動開放装置の周囲の状況				
(36)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(37) ^a			特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量			
(38)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(39) ^a		煙感知器による作動の状況					
(40)		特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(41)			給気風道の材質				
(42)			給気風道の取付けの状況				
(43)			防煙壁の貫通措置の状況				
(44)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(45)			給気風道との接続の状況				
(46)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				
(47)			作動の状況				
(48)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(49) ^a			給気送風機の給気風量				
(50)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(51)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(52)			吸込口の周囲の状況				
(53)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー						
(1) ^b	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口		排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(2) ^b			給気口の周囲の状況				
(3) ^b	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(4) ^b			排煙風道の取付けの状況				
(5)			排煙風道の材質				
(6) ^b		給気口の外観	給気口の周囲の状況				
(7) ^b			給気口の取付けの状況				
(8) ^b			給気口の手動開放装置の周囲の状況				
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(10) ^b		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況				
(11)			給気口の開放の状況				
(12) ^b		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(13) ^b			給気風道の取付けの状況				
(14)			給気風道の材質				
(15)		給気送風機の外	給気送風機の設置の状況				

網掛け項目は
3年で全数検査

マークした場合は別表
3-2を添付する。

該当しない項目の削除は、このように検査結果欄を／にしてください。

(16) ^b		観	給気風道との接続の状況				
(17) ^b			給気口の開放と連動起動の状況				
(18) ^b			給気送風機の作動の状況				
(19) ^b		給気送風機の性能	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(20) ^b			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(21)			吸込口の設置位置				
(22)		給気送風機の吸	吸込口の周囲の状況				
(23)		込口	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
(24) ^a		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速				
(25)			空気逃し口の大きさ及び位置				
(26) ^b		空気逃し口の外観	空気逃し口の周囲の状況	マークした場合は別表3-3を添付する。			
(27) ^b			空気逃し口の取付けの状況				
(28) ^b		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況				
(29)			圧力調整装置の大きさ及び位置				
(30)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の周囲の状況				
(31)			圧力調整装置の取付けの状況				
(32)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況				
3	令第126条の2第1項に規定する居室等						
(1)	可	手動降下装置の作動の状況		○	—	—	1
(2) ^b	動	手動降下装置による連動の状況		○	—	—	1
(3) ^b	防	煙感知器による連動の状況		○	—	—	1
(4)	煙	可動防煙壁の材質		○	—	—	1
(5) ^b	壁	可動防煙壁の防煙区画		○	—	—	1
(6) ^b		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
4	予備電源						
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	○	—	—	1
(2)			発電機の発電容量	○	—	—	1
(3) ^b			発電機及び原動機の状況	○	—	—	1
(4) ^b			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	○	—	—	1
(5) ^b			始動用の空気槽の圧力				
(6) ^b			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	○	—	—	1
(7) ^b			燃料及び冷却水の漏洩の状況	○	—	—	1
(8) ^b			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	○	—	—	1
(9)			自家用発電装置の取付けの状況	○	—	—	1
(10) ^b			自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	○	—	—	1
(11) ^b			接地線の接続の状況	○	—	—	1
(12) ^b			絶縁抵抗	○	—	—	1
(13) ^b		自家用発電装置	電源の切替えの状況	○	—	—	1

(14) ^b		の性能	始動の状況	○	—	—	1
(15) ^b			運転の状況	○	—	—	1
(16) ^b			排気の状況	○	—	—	1
(17) ^b			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	○	—	—	1
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況				
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況				
(23)			Vベルト				
(24)			接地線の接続の状況				
(25)			絶縁抵抗				
(26)		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況				
5	上記以外の検査項目等						
	特定行政庁の指定する項目は現在ありません。						
特記事項							
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月			
1(12)	排煙口の周囲の状況	改装により排煙口を塞いでいる	排煙口を塞いでいる部分を取り除く	〇〇年 6月			
1(14)	手動開放装置の設置の状況	手動開放装置の場所に物が置いてあって見にくい	置いてある物を取り除く	〇〇年 4月			
1(15)	手動開放装置操作方法の表示の状況	アクリル板が破損している	アクリル板を補修する	〇〇年 5月			
1(16)	手動開放装置による開放の状況	ワイヤ切れで開放しない排煙口がある	ワイヤ切れを補修する。手動開放装置の保守管理を適切に行うこと	〇〇年 6月			

（注意）

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（別表3）を添付し

てください。

- ⑫ 1(37)「排煙口の排煙風量」及び1(49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表（別表3－2）を添付してください。
- ⑬ 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（別表3－3）を添付してください。
- ⑭ 5「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- ⑮ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑯ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

1. 検査の合理化について

下表の左欄に掲げる項目については、それぞれ右欄に掲げる記録がある場合には、告示で示している検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

検査結果表中の **a**、**b** の記号は、説明用の記号であり、様式に記入されているものではありません。

- ① 排煙機の風量検査は毎年全数検査(全排煙機数)ですので「別表 3 排煙風量測定記録表(A4)」は台数分必要です。
- ② 排煙口の排煙風量(排煙区画数)の風量検査が1年目、2年目に全数検査完了年度を換気設備と同様に記入する。
- ③ 特殊な構造の排煙設備(給気式、加圧式)の場合は以下の別表に記載する。

[illegible]

別表3 排煙風量測定記録表（A4）＊注1）

排煙機ごとに作成する。行が不足する場合はA3（A4に折込）で作成してください。

測定年月日	令和〇〇年6月8日	測定機器 メーカー名	〇〇〇株式会社ハイブリッド風速計	型式番号等	DP70 YD870
1	排煙機系統（機器番号等）		排煙機銘板表示	排煙機の規定風量	
	SM-1	846.7m ³ /min 75mmAq	846.7m ³ /min 75mmAq	最大防煙区画面積	385.7 m ² × 1 or 2 = 771.4 m ³ /min

居室の場合：1つの排煙機で区画が1の場合は1
2以上の場合は2を選択
（付室・非常乗降 240 m³/min、兼用 360 m³/min で固定）

2	排煙口		国土交通大臣が定める項目ですので3年間で全数検査も可				
	階	室名	排煙口面積（m ² ）	測定風速（m/s）＊注2）	測定風量（m ³ /min）	規定風量（m ³ /min）	判定
	1	1 事務室	0.09	9.76	52.7	50.5	指摘なし・要是正
	1	3 玄関ホール	0.81	6.54	317.8	280.3	指摘なし・要是正
	2	5 事務室	1.00	6.58	394.8	385.7	指摘なし・要是正
	2	7 事務室	0.81	7.22	350.9	340.3	指摘なし・要是正
	※ 全数検査済の記入方法						指摘なし・要是正
			令和〇〇年度 全数検査済				指摘なし・要是正
	※ 付室等の記入方法						指摘なし・要是正
	5	付室	0.49	9.2	270	—	指摘なし・要是正

3	排煙機	排煙機の検査は、毎年全数検査をしてください。排煙機台数分作成。				判定
	排煙機（番号等）	煙排出口面積（m ² ）	測定風速（m/s）＊注2）	測定風量（m ³ /min）	規定風量（m ³ /min）	
	SM-1	1.00	14.5	870.0	771.4 ※	

※ 居室は、かつ120 m³/min以上。特別避難階段の付室、非常用EVの乗降ロビーは240 m³/min以上、兼用は360 m³/min以上

4	直結エンジン（内燃エンジン）の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有・無	指摘なし・要是正

毎年、全数検査

5	排煙口配置・系統図（排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること）
	系統図を記入するか、又は添付する。 別図を添付する場合は「別紙による」と記入してください。 抽出検査の場合等検査部分をわかるよう表示し最大防煙区画面積がわかるように表示する。

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。
注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

検査結果表
(非常用の照明装置)

当該検査に 関与した 検査者		氏 名	検査者番号		
代表となる検査者		山田 太郎	1		
その他の検査者		川村 次郎	2		

検査結果欄の3列は空欄ができないように欄を全て埋める

番号	検 査 項 目 等		検 査 結 果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	照明器具					
(1)	非常用の照	使用電球、ランプ等	—	○	—	1
(2)	明器具	照明器具の取付けの状況	○	—	—	1
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	○	—	—	1
(2)	照度	照度の状況	○	—	—	1
(3)		照度の妨げとなる物品の放置の状況	○	—	—	1
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	○	—	—	1
(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	○	—	—	1
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	○	—	—	2
(2)	補足説明参照	電気回路の接続の状況	○	—	—	2
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況	○	—	—	2
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	○	—	—	2
(5)		切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	○	—	—
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	○	—	—	2
4	電池内蔵形の蓄電池					
(1)	配線及び充	充電ランプの点灯の状況				
(2)	電ランプ	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
5	電源別置形の蓄電池					
(1)	蓄電池	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	○	—	—	1
(2)	補足説明参照	蓄電池室の状況	○	—	—	1
(3)		蓄電池の設置の状況	○	—	—	1
(4)		蓄電池の性能	電圧	○	—	—
(5)		電解液比重	—	○	—	1
(6)		電解液の温度	○	—	—	1
(7)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	○	—	—	1
(8)		キュービクルの取付けの状況	○	—	—	1
6	自家用発電装置					
(1)	自家用発電装置	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	○	—	—	2
(2)	補足説明参照	発電機の発電容量	○	—	—	2
(3)		発電機及び原動機の状況	○	—	—	2
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	○	—	—	2
(5)		始動用の空気槽の圧力				
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	○	—	—	2
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	○	—	—	2
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	○	—	—	2
(9)		自家用発電装置の取付けの状況	○	—	—	2

(10) ^a			自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	○	—	—	2
(11) ^a			接地線の接続の状況	○	—	—	2
(12) ^a			絶縁抵抗	○	—	—	2
(13) ^a	自家用発電装置の性能		電源の切替えの状況	○	—	—	2
(14) ^a			始動の状況	○	—	—	2
(15) ^a			運転の状況	○	—	—	2
(16) ^a			排気の状況	○	—	—	2
(17) ^a			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	○	—	—	2
7	上記以外の検査項目等						
	特定行政庁の指定する項目は現在ありません						
特記事項							
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月			
1(1)	非常用の照明器具(ランプ)	ランプ切れがある	ランプ切れが多数見受けられるので総取替えが必要と思われる。(8~10年が交換目安)	〇〇年 5月			
5(5)	電解液比重	電解液比重が低下している	蓄電池の電解液を整備すること。	〇〇年 8月			

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付してください。
- ⑫ 7「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑬ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑭ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

補足説明：非常用の照明装置

1. 検査の合理化について

建築基準整備促進事業において、検査の合理化を図ることが確認された一部の検査項目について、自主点検や他法令による点検等を検査方法に位置付けることを規定した告示が、平成30年10月29日に公布され平成31年1月29日に施行されました。

下表の左欄に掲げる項目については、それぞれ右欄に掲げる記録がある場合には、告示で示している検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

a	5(2)~(6)	前回の検査後に <u>建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録</u>
	6(3)~(8)、6(10)~(17)	

検査結果表中の **a** の記号は、説明用の記号であり、様式に記入されているものではありません。

2. 平成12年6月12日以前に確認済証が交付された建築物で、予備電源が自家用発電装置のみの場合の記入方法（既存不適格）。

検査結果表

3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
-中略-						
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	—	○	○	2
-中略-						
特記事項						
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等			改善（予定）年月
3(6)	切替回路（自家発電）	蓄電池が未設置のため直ちに点灯しない（既存不適格）。	蓄電設備の設置が望ましい			無

3. 非常用の照明装置は毎年全数検査です。

4. 別表4について

LED を光源とする非常用の照明装置の場合は、括弧内を LED と記載し判定する。

別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (A4)

測定年月日	令和〇〇年6月8日	測定機器 メーカー名	〇〇株式会社低照度照度計	型式番号等	3423LUX
光源の種類	最低照度の測定場所		最低照度 (lx)		判定
	階	部屋・廊下等			
白熱灯	—	—	—	—	指摘なし・要是正
蛍光灯	1	事務所	4.2	—	指摘なし・要是正
その他 (LED)	3	事務所	5.9	—	指摘なし・要是正

(別紙)

階別	測定場所	測定位置*注1	光源の種類*注2	照度 (lx)
1 F	事務所	出入口付近	蛍光灯	4.2 最低値上表へ
1 F	廊下	中央付近	蛍光灯	8.8
2 F	事務所	出入口付近	蛍光灯	7.5
2 F	廊下	中央付近	蛍光灯	13.6
3 F	事務所	出入口付近	LED	5.9 最低値上表へ
3 F	廊下	中央付近	LED	7.8
4 F	事務所	出入口付近	蛍光灯	14.8
4 F	廊下	中央付近	蛍光灯	9.8
5 F	事務所	出入口付近	LED	8.6
5 F	廊下	中央付近	LED	11.6

各階の避難経路について全数検査行ない、測定表の提出にあつては次による。
なお、全数検査測定記録は報告者が保管する。

提出する測定表には、各階の避難経路の中で測定照度が最も低い部分についてのみ記載する。なお、全ての避難経路における測定値を記載してもよい。

注1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。

注2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、その他の別及び電池内蔵のものにあつては、(内)と付す。

愛知県では電池内蔵型のものは記入しない。

部位	番号	検査項目等	検査結果
	1-(12)	排煙口の周囲の状況	☒ 要是正 ☐ その他
写真貼付		特記事項	(その他特記事項)
		写真番号 2 図面にも記入する	○○階△△△室 改装により排煙口を塞いでいる。 排煙口を塞いでいる部分を取り除く。
		(注意) 事項①④を参照 その他特記すべき事項は、必要に応じて作成してください。その場合は、その他にマークし、この記入欄も（その他特記事項）と記入します。 その他特記すべき事項は、<u>検査結果表の特記事項と第一面【4】</u>の各欄にも記入が必要です。	

① この書類は、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。

↑特記事項欄に（既存不適格）（指摘なし）と記入して作成してください

- 38

